

滋賀県フェンシング協会コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県フェンシング協会（以下、「本協会」という。）の会員が、「スポーツ団体ガバナンスコード」で示した原則・規範に基づき、コンプライアンスを遵守し、透明性の高い事業運営を行うことによって、不祥事案の発生を防ぎ、県民からの信頼を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程において会員とは、本協会規約の第5条、第6条に規定する会員をいう。

(違反行為)

第3条 前条に定める会員は、次の行為を行ってはならない。

- ① 身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメントなどのハラスメント行為
(暴力・暴言)
- ② 指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等の行為
(わいせつ・セクハラ)
- ③ 日本フェンシング協会が定めたドーピング防止規定に違反し、又は、法令で禁止されている薬物を使用・所持する行為
(ドーピング・薬物使用)
- ④ 補助金、助成金、交付金などの不正使用や不適切な経理を行う行為 (不適切経理)
- ⑤ 反社会的勢力と関係を有する行為 (反社会的勢力との関係)
- ⑥ 法令や本協会もしくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反する行為
(法令違反)
- ⑦ その他協会の名誉と信用を著しく害する行為 (品位を汚す行為)

(調査委員会の設置)

第4条 会員が本協会の活動に重大な妨害を与えた場合、または規約に違反した場合、規約第11条、第13条に基づき、理事会は速やかに専門委員会（調査委員会）を設置しなければならない。

2 調査委員会は、理事、並びに外部委員により構成される。定員は若干名とする。

(公正な調査及び審査、懲罰の原案作成)

第5条 調査委員会は公正な調査及び審査を行い、懲罰の原案を作成しなければならない。

第6条 調査委員会は理事会に調査内容を報告し、懲罰の原案を提示しなければならない。

2 懲罰の対象となる会員に十分な弁明の機会を与えるように、最大限配慮しなければならない。

ならない。

3 決議は、本協会規約第12条に基づき、議決される。

(不服申し立て)

第7条 懲罰に対する不服申し立ては、理事会で解決されるものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和4年3月18日より施行する。